



資源ごみ ②

週1回収集

プラスチック製容器包装

ペットボトルを
除く

具体例と出し方のポイント

容器類

バター、豆腐の容器

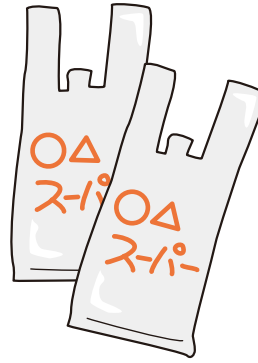


カップ類



注：紙マークのものは、資源ごみ③(4P参照)に出してください。

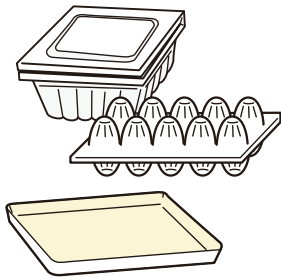
レジ袋など



フタ(プラスチック製)



パック類、食品トレイ、たまごパック



パン、お菓子の袋類

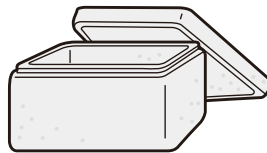
※袋の内側がアルミ張りのものもかまいません。



ペットボトルのラベル



発泡スチロール



※マークがないものは、可燃ごみへ出してください。

汚れているものは
資源化できませんので、
可燃ごみへ
出してください。



出し方のルール

- 必ず透明袋で出してください。
- 中身を使い切り、汚れ、付着物がないようにして出してください。
- 付着物により、汚れが取れない物はリサイクルできませんので、可燃ごみ(1P参照)に出してください。
- 在宅医療製品(感染症の恐れがある注射器・点滴用チューブ・針等)については、リサイクルできません。環境業務課に御相談ください。
- 風による散乱を防ぐため、必ず収集日の当日に出してください。
- 透明袋にできる限り詰め込み、袋の口は必ずくっつけて出してください(袋詰めを二重・三重には、しないでください。)。二つ以上の袋がある場合は、袋同士をくっつけて出してください。
- PETのマークがあるペットボトルは、資源ごみ①(2P参照)に出してください(ふたとラベルは、資源ごみ②です。)
- 容器包装とは、メーカーや販売店が商品を入れたもの(容器)や包んだもの(包装)のことです。プラスチック製容器包装には、マークを表示する取り組みが進められています。分別の参考にしてください。
- 牛乳パックが混ざっていることが多くあります。牛乳パックは、資源ごみ③(4P参照)に出してください。
- 資源ごみ①と資源ごみ②は分けて出してください。